

**賃貸住宅のオーナーが、現在空き家空き室になっている
物件のバリアフリー工事を行うときに助成が受けられます。**

令和3年度 目黒区住宅リフォーム資金助成

申請資格 次のすべてに該当する区民のかた

- 対象となる賃貸用住宅を区内に所有しているかた
所有者に代わって、次のかたが申請者となることができます
(1) 所有者の配偶者、子およびその配偶者
(2) 所有者の父母
(注) 所有者が亡くなったかたのみの場合は申請できません
- 住民税を完納している
- 平成28年4月以降に、所有するすべての賃貸住宅について空き家・空き室バリアフリー工事助成を受けていない(原則として助成を受けた年の翌年度から5年間は申請できません)

***令和3年度新設**

助成を受けた年の翌年度から数えて5年経っていないかたでも、前回と異なる箇所の工事をする場合に限り、「10万円」と「既に助成を受けた金額」の差額を限度として、もう一度申請することができます。詳細についてはお問い合わせください。

工事要件 次のすべての条件を満たす工事

- 対象工事
目黒区民が、区内に所有している賃貸用住宅の空き家・空き室に対して行う、高齢者・障害者等が住みやすくするための以下の工事。集合住宅の場合は、同時に行う共用部分も対象となります。(昭和56年5月31日以前に着工した住宅については耐震性の確認が必要です。)
ア 手すりの取り付け
イ 段差の解消(低浴槽への交換を含む)
ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
エ 引き戸等への扉の取替え
オ 洋式便器等への便器の取替え
カ 上記アからオに準ずる工事とその付帯工事
(注) マンションや区分所有住宅の共有部分を含む
- 区内業者又は区内に営業所等がある業者が行う工事
- 申請時において未着工で、令和4年3月末日までに工事と支払いの両方が完了する
(注) 審査結果通知書が届いてから着工すること
- 工事費用が20万円(税抜)以上である
- 区で行っている他の住宅に関する助成対象の工事を除く
- 工事完了後3ヶ月は入居者を高齢者又は障害者とする

区内の賃貸住宅を高齢者・障害者が入居しやすい環境にすることで、空き室空き家の解消を促進するために助成します。

申請

工事着工の1週間前までに
住宅課へ申請書類を提出(裏面参照)

助成金額 工事費用の **10%** (千円未満切捨て) **上限 10万円**

(工事費用は税抜の見積金額と実際の工事金額の低い方となります)

*予算の範囲内での助成となります。(先着順)

*工事箇所は10年以上、適正に保全してください。

【申請窓口／お問い合わせ先】目黒区住宅課目黒区総合庁舎6階
住宅課居住支援係 ☎ 5 7 2 2 - 9 8 7 8



3.4.1

※助成の手続きと流れ※

1. 申請時提出書類

*提出書類はお返してできませんのでご了承ください

- ① 住宅リフォーム資金助成申請書
- ② 建物の所有者が確認できる書類 (登記事項証明書など)
- ③ 工事見積書
- ④ 建築確認済証 (確認通知書、検査済証、建築計画概要書など)
- ⑤ 工事予定箇所の写真 (撮影日付入り)

*日付の入らないカメラで撮影する場合は、日付を書いた紙や工事看板などをどこかに貼ったり、手で持ったりするなどして、その紙も写真に写るように撮ってください。

⑥ 住宅の見取り図及び面積表示

以下は、該当する場合のみ提出

- ⑦ 申請者が所有者ではない場合、または共有者がいる場合は同意書
- ⑧ 令和2年1月1日に目黒区に住民票がない場合は、**前住所地の令和2年度住民税納税証明書** (4月～6月に申請する場合は平成31年度[令和元年度]分)
- ⑨ 申請者が所有者でない場合は、所有者との続柄が確認できる**戸籍個人事項証明書**
- ⑩ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅については**耐震基準適合を証明できる書類**

2. 審査結果通知後、工事開始!

審査に1週間程度かかります

3. 工事完了後、書類提出

*速やかに完了書類を提出してください (原則工事完了後30日以内)

- ① 住宅リフォーム工事完了届
- ② 住宅リフォーム資金助成金請求書
- ③ 対象工事全額の領収証のコピー (申請者宛、工事業者の目黒区住所記載のもの)
- ④ 工事実施箇所の写真 (撮影日付入り。申請時と同じアングルの写真。)
- ⑤ 空き家・空き室登録届書 (住宅のあっせんに活用するため部屋の見取り図等を添付してください。)

(①、②、⑤の用紙は審査結果通知書と一緒に郵送します。)

4. 完了審査後、助成金振込

振込日 (2～3週間後) は事前にお知らせします